

# 社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 決 裁 規 程

## (目 的)

第1 条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会の会長の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 会長及び会長の権限の受任者の権限に属する事務をその権限の範囲で決裁することをいう。
- (3) 代決 会長、会長の権限の受任者又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務を決裁責任者が不在のとき又は事故あるとき若しくは欠けたとき（以下「不在」という。）一時決裁責任者に代わって決裁することをいう。

## (事務の代決)

- 第3 条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指定した順位にしたがって副会長がその事務を代決することができる。
- 2 会長、副会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。
  - 3 事務局長が不在のときは、次長が事務局長の権限に属する事務を代決することができる。

## (代決の制限)

第4 条 前条の代決は急施を要するもの（特に重要又は異例と認められるものを除く。）又はあらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

## (後閲等)

第5 条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁責任者へ報告し、又は後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りではない。

## (事務局長決裁事項)

第6 条 事務局長は次に掲げる事項を専決する。

- (1) 職員の事務分掌に関する事。
- (2) 職員の宿泊を要しない出張命令に関する事。
- (3) 職員の年次休暇に関する事。
- (4) 職員の勤務を要しない日を除き、2日以内の休暇及び欠勤に関する事。
- (5) 職員の休日および時間外勤務命令に関する事。
- (6) 軽易な文書の照会及び回答に関する事。
- (7) 定期、定例による届出、その他諸報告に関する事。
- (8) 生活福祉資金借入申込の受理及び調査に関する事。
- (9) 福祉資金借入申込の受理及び調査に関する事。
- (10) 要保護、要援護団体の育成及び指導に関する事。
- (11) ボランティアの育成及び指導に関する事。
- (12) 補助金交付金、配分金及び委託金の交付および申請に関する事。
- (13) 1件50万円以下の収入の調定及び収入命令に関する事。
- (14) 報酬、給与及び賃金並びにこれに付随した支出命令に関する事。
- (15) 1件50万円以下の支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。
- (16) 金銭出納に関する台帳および科目別元帳に関する事。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。